

21町保予第7222号
2022年3月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務におけるコンピュータ処理等について

添付書類

・個人情報コンピュータ処理等登録票

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

		部 課 名 保健所保健予防課	
業務の名称 妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援		管理責任者 保健所保健予防課長	
		登録年月日	
システムの名称 しっかりサポート面接予約システム			
コンピュータ処理等の目的 妊産婦を対象としたオンライン面接において、面接日の事前予約を可能にすることで、外出が困難な妊産婦の利便性の向上を図るため			
コンピュータ処理等の条件 ・業務上必要のない項目は収集しない。 ・ＩＤカード・パスワードを使用し、操作者を限定する。 ・スクリーンセイバーの使用			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
	1 2		2 4
1 氏名	1 3		2 5
2 住所	1 4		2 6
3 生年月日	1 5		2 7
4 電話番号	1 6		2 8
5 電子メールアドレス	1 7		2 9
6 健康状況	1 8		3 0
7	1 9		3 1
8	2 0		3 2
9	2 1		3 3
1 0	2 2		3 4
1 1	2 3		3 5
備 考			

21町子推第1517号

2022年3月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「一時保育」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
2. 「市立保育園（管理・指導）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

※変更の理由

1. 保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、代替保育を実施するため。
2. 保護者への情報提供やサービス品質向上のため、専用Webサイトで保育園内での様子や各種イベントの写真を公開、販売するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 一時保育事業		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 2001.4.9 2009.2.9 2014.10.20変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時		収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期 5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 ・保護者の疾病、入院、看護等緊急的な事情や、短時間または非定型就労等で子どもの保育が困難な場合に保護者の申込を受けて、町田市立保育園で一時的に保育を実施する。 ・市内私立保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市立保育園が代替保育を実施する。 ・市立保育園の在園児が緊急の休園等により保育の提供を受けられず、市内私立保育園の代替保育を利用する場合、保育に必要な情報を提供する。		市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳
		子ども生活部子育て推進課	地域子育て相談センター
対象となる個人の範囲 利用登録を行った者。 ・ 一時保育対象乳幼児 ・ 保護者及び緊急連絡先となる者			
本人等への明示の方法 口頭により本人の了解を得る。		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
記録の保管方法 ・ 文書、電子媒体 ・ キャビネット、書庫に保管		保護者	緊急連絡先となる者
		私立幼稚園、認定こども園	保育
		私立保育園	保育
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠			
備 考 本人以外からの収集の際の通知は省略とします。		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 保護者と連絡をとれない場合、他の緊急連絡先が必要となるため。	

(第1号様式2)

業務の名称 一時保育事業

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個人情報
の
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所	⑤は一時保育対象乳幼児から収集	3 宗教	④は、一時保育対象乳幼児から収集
④ 性別		④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日	⑥は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	5	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍	⑨, ⑪は一時保育対象乳幼児から収集	7	
8 国籍	⑫は保護者から収集	8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
10 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 利用理由		12	
⑬住民記録システム注意情報		13	
13		14	
14		15	
15			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴	①は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	3 各種試験成績	
4 各種団体加入	⑥は一時保育対象乳幼児から収集	4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 保育・幼稚園名		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
3 納税額等	⑩は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	③ 障がいの状況	⑤, ⑥, ⑦は一時保育対象乳幼児から収集
4 取引状況		4 容姿	
5 公的扶助の受給		⑤ 医療機関名	
6 各種貸付金		⑥ 行動・性格	
7 住居の間取り・図面		⑦ 心身の発達状況	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 各種手数料等		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 一時保育事業		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年	
利用・提供先	名 称 保育園・幼稚園	利用・提供の方法 ① 閲覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 ④ その他（口頭・電話）	
	業務の名称 保育園等管理		
	管理責任者 施設長	利用・提供の条件 利用目的以外の使用を禁止。	
利用・提供の目的又は理由 感染症等の影響により市立園の在園児が私立保育園を利用する場合、個々のニーズにあった適切な子育てサービスを実施するために必要な情報を提供する。			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目			
1 2	病歴	2 4	
1 氏名	1 3 障がいの状況	2 5	
2 住所	1 4 行動・性格	2 6	
3 性別	1 5 心身の発達状況	2 7	
4 生年月日	1 6	2 8	
5 電話番号	1 7	2 9	
6 世帯主との続柄	1 8	3 0	
7 家庭環境等	1 9	3 1	
8 職業・職歴	2 0	3 2	
9 保育・幼稚園名	2 1	3 3	
1 0 趣味・嗜好	2 2	3 4	
1 1 健康状況	2 3	3 5	
備 考 目的外利用の際、本人等への通知は省略とします。			

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 市立保育所（管理・指導）		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 1989.10.1 2000.7.10 2006.9.11 2007.11.12 2011.7.11 2012.5.14 2014.1.20 2016.9.12 2017.2.13変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☐ 本人等 ☒ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期 年度終了後5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、幼児の保育を行っている市立の保育施設の適切な管理。	地域福祉部障がい福祉課	特別児童扶養手当	
	子ども生活部 保育・幼稚園課	子育て支援員研修、法人立保育所等 管理・指導・運営補助	
	学校教育部指導課	交通安全ポスターコンテスト	
対象となる個人の範囲 ①保育所職員 ②保育所会計年度任用職員、保育所非常勤嘱託職員 ③保育実習生 ④0歳～5歳児の乳幼児 ⑤0歳～5歳児の保護者 ⑥防犯カメラに写った者 ⑦ポスターコンテストで最優秀となった児童・生徒 ⑧保育士資格取消対象者	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	保育実習生の学校	保育実習	
本人等への明示の方法 口頭・文書			
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット、書庫			
保管上の留意点 キャビネット、書庫は正規職員が取り扱い、施錠する。保護者氏名、児童氏名及び電話番号を緊急連絡のため、正規職員が自宅でも保管する。			
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・大学・専門学校から保育実習の依頼があるため。		

(第1号様式2)

業務の名称 市立保育所(管理・指導)

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個人情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号	⑫について、非常時の	2 支持政党	
③ 住所	緊急連絡用に保護者か	3 宗教	
④ 性別	ら収集	④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5 意見	
⑥ 電話番号		⑥ 作品	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 電子メールアドレス		12	
12		13	
13		14	
14		15	
15			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		② 勤務成績	②は保育実習生のみ収
③ 学歴		3 各種試験成績	集
4 各種団体加入		④ 各種資格	
⑤ 賞罰		5	
⑥ 保育・幼稚園名(認定こども園を含む)		6	
⑦ 学籍		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況	①について、職員のみ	② 病歴	④は、防犯カメラに写っ
3 納税額等	収集	③ 障がいの状況	た者からの収集を含む
④ 取引状況		④ 容姿	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 事故(けが)の状況	
6 各種貸付金		⑥ 医療機関名	
7 住居の間取り・図面		⑦ 健診・検査	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 請求額		10	
⑪ 手当の受給		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
市立保育所（管理・指導）		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 2014. 1. 20	
システムの名称 特別保育システム（園児管理機能）			
コンピュータ処理等の目的 ・市立保育園の園児管理を行うため（登降園管理） ・市立保育園の保育の様子を在園児保護者へ情報提供するため（専用Webサイト） ・市立保育園の園児の写真、動画の公開、販売を行うため（専用Webサイト） ・非常時に保護者へ緊急連絡・情報提供するため（メール配信）			
コンピュータ処理等の条件 ・業務上不必要な項目は収集しない ・ID、パスワードにより操作者を限定する ・スクリーンセーバーを使用する ・嘱託・会計年度任用職員は管理責任者の許可を受け、データの入力及び検索業務等に関して職員の補助者として端末操作を行う			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 性別	1 4	2 6	
4 生年月日	1 5	2 7	
5 電話番号	1 6	2 8	
6 家庭環境等	1 7	2 9	
7 電子メールアドレス	1 8	3 0	
8 保育園名	1 9	3 1	
9 健康状況	2 0	3 2	
10 容姿	2 1	3 3	
11 取引状況	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考			

個人情報外部委託等登録票

業務の名称 市立保育所（管理・指導）		部 課 名	子ども生活部子育て推進課
		管理責任者	子ども生活部子育て推進課長
		登録年月日	2014. 1. 20
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者	名称及び所在地 (アプリケーションサービス業者 (ASP)) 株式会社ワイ・シー・シー 山梨県甲府市飯田3-1-2	委託等の条件 ① 秘密の保持 ② 第三者への提供の禁止 ③ 指示目的以外の使用の禁止 ④ 事故発生時の報告 ⑤ 再委託の禁止 ⑥ 複写及び複製の禁止 ⑦ 情報の管理方法の指定 ⑧ 職員による立入り調査 9 その他	
	代 表 者 代表取締役社長		
	管理責任者 代表取締役社長		
	委託等の内容 市立保育園の園児管理、保護者用Webサイト管理、 及び保護者へのメール配信を行う		
委託等の理由 技術、設備等高度な専門性を有するため			
委託等の期間 通年			
委託等に係る保有個人情報の項目		1 2	2 4
1 氏名	1 3	2 5	
2 住所	1 4	2 6	
3 性別	1 5	2 7	
4 生年月日	1 6	2 8	
5 電話番号	1 7	2 9	
6 家庭環境等	1 8	3 0	
7 電子メールアドレス	1 9	3 1	
8 保育園名	2 0	3 2	
9 健康状況	2 1	3 3	
10 容姿	2 2	3 4	
11 取引状況	2 3	3 5	
備 考 システム保守業務、データ管理業務を再委託する。その際は、再委託先に、市と委託先で締結する契約内容に準じた個人情報保護条項を徹底させ、遵守させる。			

21町子推第1517号
2022年3月25日

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「一時保育」業務における個人情報業務登録票の変更について
2. 「児童処遇」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
3. 「市立保育園（管理・指導）」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

※変更の理由

1. 私立保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市立保育園で代替保育を実施するため。
2. 市立保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、私立保育園で代替保育を実施するため。
3. 保護者への情報提供やサービス品質向上のため、専用Webサイトで保育園内での様子や各種イベントの写真を公開、販売するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報外部提供登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 一時保育事業		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 2001.4.9 2009.2.9 2014.10.20変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時		収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期 5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 ・ 保護者の疾病、入院、看護等緊急的な事情や、短時間または非定型就労等で子どもの保育が困難な場合に保護者の申込を受けて、町田市立保育園で一時的に保育を実施する。 ・ 市内民間立保育園等の在園児が、緊急の休園等により保育の提供を受けられない場合に、市立保育園が代替保育を実施する。	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	子ども生活部子育て推進課	地域子育て相談センター	
対象となる個人の範囲 利用登録を行った者。 ・ 一時保育対象乳幼児 ・ 保護者及び緊急連絡先となる者			
本人等への明示の方法 口頭により本人の了解を得る。	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	保護者	緊急連絡先となる者	
記録の保管方法 ・ 文書、電子媒体 ・ キャビネット、書庫に保管			
保管上の留意点 キャビネット、書庫に施錠			
備 考 本人以外からの収集の際の通知は省略とします。		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 保護者と連絡をとれない場合、他の緊急連絡先が必要となるため。	

(第1号様式2)

業務の名称 一時保育事業

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個人情報
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
④ 性別	⑤は一時保育対象乳幼児から収集	④ 趣味・嗜好	④は、一時保育対象乳幼児から収集
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号	⑥は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄	⑨, ⑩は一時保育対象乳幼児から収集	9	
10 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等	⑫は保護者から収集	11	
⑫ 利用理由		12	
⑬住民記録システム注意情報		13	
13		14	
14		15	
15			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴	①は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 保育・幼稚園名	⑥は一時保育対象乳幼児から収集	6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
3 納税額等		③ 障がいの状況	
4 取引状況	⑩は保護者及び緊急連絡先となるものから収集	4 容姿	⑤, ⑥, ⑦は一時保育対象乳幼児から収集
5 公的扶助の受給		⑤ 医療機関名	
6 各種貸付金		⑥ 行動・性格	
7 住居の間取り・図面		⑦ 心身の発達状況	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 各種手数料等		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 児童処遇		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 1989.10.1 1999.9.13 2006.3.13 2006.9.11 2011.2.28 2021.10.11 変更	
収 集 の 時 期 ☒ 定期 ☒ 随時		収 集 の 方 法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 資格喪失後5年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 ・ 保育園における園児の事故報告の受付、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの災害補償給付の手続き、園児の登園許可証発行、給食アンケート等児童の処遇に関する事務 ・ <u>公立園の在園児が緊急の休園等により保育の提供を受けられず、民間立保育園の代替保育を利用する場合、保育に必要な情報を提供する。</u>		地域福祉部福祉総務課	福祉サービス総合支援
		保健所保健予防課	妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援 保健師等地区活動
		子ども生活部 保育・幼稚園課	保育給付に係る支給認定及び保育所等入所
		子ども生活部子育て推進課	地域子育て相談センター
		子ども生活部 子ども家庭支援センター 子ども生活部 子ども発達支援課	町田市子育て支援ネットワーク 療育・相談、医療的ケア児・重症心身障がい児実態把握
対象となる個人の範囲 ① 0歳～就学前の園児 ② 園児の保護者		学校教育部教育センター	教育相談、スクールソーシャルワーク
		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
		機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
		医療機関	医療
本人等への明示の方法 口頭による		独立行政法人 日本スポーツ振興センター	災害給付
記録の保管方法 1、文書、電子媒体 2、書庫に保管			
保管上の留意点 書庫に施錠			
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。		本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・ 客観的データを取得することにより、園児の良好な保育を促進するため。 ・ 災害給付業務を保育園を経由して行うため。	

(第1号様式2)

業務の名称 児童処遇

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個
人
情
報
記
録
の
項
目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号		2 支持政党	
③ 住所		3 宗教	
④ 性別		4 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5	
⑥ 電話番号		6	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 電子メールアドレス		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		2 勤務成績	
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		4 各種資格	
5 賞罰		5	
⑥ 加入保険		6	
⑦ 保育・幼稚園名		7	
⑧ 取得医療証		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
1 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況		② 病歴	
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
4 取引状況		④ 容姿(写真)	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 保育状況	
6 各種貸付金		⑥ 生育歴	
7 住居の間取り・図面		⑦ 医療機関名	
8 金融機関名		⑧ 事故(けが)の状況	
9 口座番号		⑨ 性格	
⑩ 建物の状況		⑩ 医療給付	
⑪ 示談の内容		⑪ 薬局名	
12		⑫ 健診・検査	
13		13	
14		14	
15		15	

(第5号様式)

個人情報

目的外利用・外部提供登録票

業務の名称 児童処遇		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日	
区 分 ☐ 目的外利用 ☒ 外部提供		利用・提供の期間 通年	
利用・提供先	名 称 保育園・幼稚園	利用・提供の方法 ① 閲 覧 ② 文書による通知、複写 ③ コンピュータ処理等 ④ その他（口頭・電話）	
	業務の名称 保育園等管理		
	管理責任者 施設長	利用・提供の条件 利用目的以外の使用を禁止。	
利用・提供の目的又は理由 感染症等の影響により公立園の在園児が民間立保育園を利用する場合、個々のニーズにあった適切な子育てサービスを実施するために必要な情報を提供する。			
利用・提供の法令等の根拠 なし			
利用・提供に係る個人情報の項目 1 2 障がいの状況 2 4			
1	氏名	1 3	保育状況 2 5
2	住所	1 4	性格 2 6
3	性別	1 5	2 7
4	生年月日	1 6	2 8
5	電話番号	1 7	2 9
6	世帯主との続柄	1 8	3 0
7	家庭環境等	1 9	3 1
8	職業・職歴	2 0	3 2
9	保育・幼稚園名	2 1	3 3
1 0	健康状況	2 2	3 4
1 1	病歴	2 3	3 5
備 考 目的外利用の際、本人等への通知は省略とします。			

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

業務の名称 市立保育所（管理・指導）		部 課 名 子ども生活部子育て推進課	
		管理責任者 子ども生活部子育て推進課長	
		登録年月日 1989.10.1 2000.7.10 2006.9.11 2007.11.12 2011.7.11 2012.5.14 2014.1.20 2016.9.12 2017.2.13変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時	収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用		
記録廃棄の時期 年度終了後5年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児、幼児の保育を行っている市立の保育施設の適切な管理。	地域福祉部障がい福祉課	特別児童扶養手当	
	子ども生活部 保育・幼稚園課	子育て支援員研修、法人立保育所等 管理・指導・運営補助	
	学校教育部指導課	交通安全ポスターコンテスト	
対象となる個人の範囲 ①保育所職員 ②保育所会計年度任用職員、保育所非常勤 嘱託職員 ③保育実習生 ④0歳～5歳児の乳幼児 ⑤0歳～5歳児の保護者 ⑥防犯カメラに写った者 ⑦ポスターコンテストで最優秀となった 児童・生徒 ⑧保育士資格取消対象者			
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
保育実習生の学校	保育実習		
本人等への明示の方法 口頭・文書			
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット、書庫			
保管上の留意点 キャビネット、書庫は正規職員が取り扱い、施錠する。保護者氏名、児童氏名及び電話番号を緊急連絡のため、正規職員が自宅でも保管する。			
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 大学・専門学校から保育実習の依頼があるため。		

(第1号様式2)

業務の名称 市立保育所(管理・指導)

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

個人情報

報 記 録 の

項 目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	☆収集の目的	1 主義・主張	☆収集の目的
2 個人番号	⑫について、非常時の	2 支持政党	
③ 住所	緊急連絡用に保護者か	3 宗教	
④ 性別	ら収集	④ 趣味・嗜好	
⑤ 生年月日		5 意見	
⑥ 電話番号		⑥ 作品	
7 本籍		7	
8 国籍		8	
⑨ 世帯主との続柄		9	
⑩ 親族関係		10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 電子メールアドレス		12	
12		13	
13		14	
14		15	
15			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位		② 勤務成績	②は保育実習生のみ収
③ 学歴		3 各種試験成績	集
4 各種団体加入		④ 各種資格	
⑤ 賞罰		5	
⑥ 保育・幼稚園名(認定こども園を含む)		6	
⑦ 学籍		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
2 財産状況	①について、職員のみ	② 病歴	④は、防犯カメラに写っ
3 納税額等	収集	③ 障がいの状況	た者からの収集を含む
④ 取引状況		④ 容姿	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 事故(けが)の状況	
6 各種貸付金		⑥ 医療機関名	
7 住居の間取り・図面		⑦ 健診・検査	
8 金融機関名		8	
9 口座番号		9	
⑩ 請求額		10	
⑪ 手当の受給		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

部 課 名 子ども生活部子育て推進課

業務の名称

管理責任者 子ども生活部子育て推進課長

市立保育所（管理・指導）

登録年月日 2014. 1. 20

システムの名称

特別保育システム（園児管理機能）

コンピュータ処理等の目的

- ・市立保育園の園児管理を行うため（登降園管理）
- ・市立保育園の保育の様子を在園児保護者へ情報提供するため（専用Webサイト）
- ・市立保育園の園児の写真、動画の公開、販売を行うため（専用Webサイト）
- ・非常時に保護者へ緊急連絡・情報提供するため（メール配信）

コンピュータ処理等の条件

- ・業務上不必要な項目は収集しない
- ・ID、パスワードにより操作者を限定する
- ・スクリーンセーバーを使用する
- ・嘱託・会計年度任用職員は管理責任者の許可を受け、データの入力及び検索業務等に関して職員の補助者として端末操作を行う

コンピュータ処理等をする

個人情報の項目

1 2

2 4

1 氏名

1 3

2 5

2 住所

1 4

2 6

3 性別

1 5

2 7

4 生年月日

1 6

2 8

5 電話番号

1 7

2 9

6 家庭環境等

1 8

3 0

7 電子メールアドレス

1 9

3 1

8 保育園名

2 0

3 2

9 健康状況

2 1

3 3

10 容姿

2 2

3 4

11 取引状況

2 3

3 5

備 考

個人情報外部委託等登録票

業務の名称 市立保育所（管理・指導）		部 課 名	子ども生活部子育て推進課
		管理責任者	子ども生活部子育て推進課長
		登録年月日	2014. 1. 20
委 指 託 定 先 管 又 理 は 者 名称及び所在地 （アプリケーションサービス業者（ASP）） 株式会社ワイ・シー・シー 山梨県甲府市飯田3-1-2 代 表 者 代表取締役社長 管理責任者 代表取締役社長		委託等の条件	
		① 秘密の保持	
		② 第三者への提供の禁止	
		③ 指示目的以外の使用の禁止	
委託等の内容 市立保育園の園児管理、保護者用Webサイト管理、 及び保護者へのメール配信を行う		④ 事故発生時の報告	
委託等の理由 技術、設備等高度な専門性を有するため		⑤ 再委託の禁止	
委託等の期間 通年		⑥ 複写及び複製の禁止	
		⑦ 情報の管理方法の指定	
		⑧ 職員による立入り調査	
		9 その他	
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 氏名	1 2	2 4	
2 住所	1 3	2 5	
3 性別	1 4	2 6	
4 生年月日	1 5	2 7	
5 電話番号	1 6	2 8	
6 家庭環境等	1 7	2 9	
7 電子メールアドレス	1 8	3 0	
8 保育園名	1 9	3 1	
9 健康状況	2 0	3 2	
10 容姿	2 1	3 3	
11 取引状況	2 2	3 4	
	2 3	3 5	
備 考 システム保守業務、データ管理業務を再委託する。その際は、再委託先に、市と委託先で締結する契約内容に準じた個人情報保護条項を徹底させ、遵守させる。			

町田市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 川 野 秀 之 様

町 田 市 長
石 阪 丈 一

個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

個人情報保護条例の規定に基づき、下記のことを諮問いたしますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 「介護保険被保険者管理」、「介護保険給付管理」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- 2 「介護保険給付管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について

※変更の理由

マイナポータルびったりサービスによるオンライン申請を開始するため。

「_____」は追加

添付書類

- ・個人情報業務登録票
- ・個人情報コンピュータ処理等登録票
- ・個人情報外部委託等登録票

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 NO. 1

業務の名称 介護保険被保険者管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日 1999. 7. 12 1999. 9. 13 2000. 9. 11 2001. 5. 14 2006. 1. 16 2006. 3. 13 2010. 2. 8 2010. 9. 13 2013. 3. 11 2013. 9. 9 2014. 10. 20 2016. 3. 14 2020. 7. 13 2020. 9. 14 2022. 2. 14変更	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用		
記録廃棄の時期 消滅事由発生後 10 年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）		
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的 介護保険事業における被保険者資格の適正な管理及び介護保険料の賦課・徴収・還付 対象となる個人の範囲 ① 第1号被保険者 65歳以上の市民及び65歳以上で町田市の被保険者資格を有する他市区町村居住者 ② 第2号被保険者の一部 40歳から64歳で、町田市に居住する介護認定申請者及び町田市の被保険者資格を有する他市区町村居住者 ③ ①②の親族 ④ ①の相続人 ⑤ ①②に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑥ ⑤が法人の場合、その代理人	各課共通	番号連携	
	財務部市民税課	市・都民税賦課	
	財務部納税課	市債権徴収一元化	
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳	
	地域福祉部福祉総務課	成年後見制度利用支援事業	
	地域福祉部生活援護課	生活保護	
	地域福祉部障がい福祉課	障害福祉サービス・障害児通所給付	
	いきいき生活部保険年金課	国民年金給付 国民健康保険税賦課 国民健康保険被保険者資格 国民健康保険葬祭費支給 後期高齢者医療	
	いきいき生活部介護保険課	介護保険給付管理	
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
本人等への明示の方法 ① 口頭による ② 広報誌等への掲載	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	他市区町村	住民記録、介護保険被保険者管理、住民税賦課、生活保護	
	各年金基金	年金給付	
記録の保管方法 ① 文書、電子媒体 ② キャビネット	東京都福祉保健局 高齢社会対策部介護保険課	養護老人ホーム住所地特例者特別徴収事務	
	破産手続執行機関	破産手続き	
	介護保険施設	入・退所者情報	
保管上の留意点 キャビネットに施錠	適用除外施設	入・退所（院）者情報	
	市区町村（地方公共団体情報システム機構経由）	個人番号を含む本人確認情報	
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。	本人等以外収集の根拠 ☒ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☒ その他 ・介護保険法第13・129・131・134条 ・介護保険法施行令第39条 ・被保険者資格の適用除外となることを確認するため ・番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため		

(第1号様式1)

個人情報業務登録票 NO, 2

業務の名称 介護保険被保険者管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時		収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 消滅事由発生後10年		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称	
業務の目的	保健所保健予防課	感染症対策	
	会計課	出納・審査	
対象となる個人の範囲			
		◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
本人等への明示の方法	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	内閣府	電子申請（ぴったりサービス）	
記録の保管方法			
保管上の留意点			
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他		

(第1号様式2)

業務の名称 介護保険被保険者管理

部 課 名 いきいき生活部介護保険課

個人情報

記録の

項目

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	② 代理人	☆収集の目的	☆収集の目的
② 個人番号		②は個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。	
③ 住所		③は、窓口で利用者自身が契約している金融機関に本人確認を行うため収集。但し、蓄積はしない。	
④ 性別		④はD V被害者等支援措置を含む。	
⑤ 生年月日			
⑥ 電話番号			
⑦ 本籍			
⑧ 国籍			
⑨ 世帯主との続柄			
⑩ 親族関係			
⑪ 家庭環境等			
⑫ 住民異動年月日			
⑬ 異動事由			
⑭ 在留資格			
⑮ 収監			
⑯ 成年後見			
⑰ 相続人			
⑱ 暗証番号			
⑲ 死亡			
⑳ 住民記録システム注意情報			
㉑ 電子メールアドレス			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	① 学業成績	☆収集の目的
② 地位	⑥は、2号被保険者の被保険者証交付申請のため、及び成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。	② 勤務成績	④は、成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集。
③ 学歴	⑦は、被保険者資格の適用除外 要件であることを確認するため、及び成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。	③ 各種試験成績	
④ 各種団体加入	⑧は、成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。	④ 各種資格	
⑤ 賞罰			
⑥ 加入健康保険			
⑦ 利用施設名			
⑧ 加入介護保険			
⑨ 自立支援給付			
⑩ 取得医療証			
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	⑪は、成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集。	② 病歴	①⑥⑦は、介護保険料減免申請の要件確認のため収集。
③ 納税額等	⑫は、成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集。	③ 障がいの状況	③は、成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集。
④ 取引状況		④ 容姿(写真)	④は、成年後見の送付先登録時の資格確認のため収集。
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 医療機関名	⑤は、被保険者資格の適用除外対象であることを確認するため収集。
⑥ 各種貸付金		⑥ 病名	
⑦ 住居の間取り・図面		⑦ 死亡の原因	
⑧ 金融機関名			
⑨ 口座番号			
⑩ 年金の受給			
⑪ 手当の受給			
⑫ 支給金額(助成の事実)			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 介護保険被保険者管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日	
システムの名称 マイナポータルびったりサービス（電子申請）			
コンピュータ処理等の目的 マイナポータルびったりサービスを利用し、電子申請を可能とすることで申請者の利便を図るとともに、受付事務の効率化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない。 ID・パスワードにより操作者を限定する。 スクリーンセーバーを使用する。 町田市とマイナポータルびったりサービス間の情報交換は、行政専用回線（LG-WAN）を使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 2	加入健康保険	2 4	
1 氏名	1 3 利用施設名	2 5	
2 個人番号	1 4 加入介護保険	2 6	
3 住所	1 5	2 7	
4 性別	1 6	2 8	
5 生年月日	1 7	2 9	
6 電話番号	1 8	3 0	
7 世帯主との続柄	1 9	3 1	
8 親族関係	2 0	3 2	
9 成年後見	2 1	3 3	
1 0 電子メールアドレス	2 2	3 4	
1 1 代理人	2 3	3 5	
備考＜取扱う電子申請＞ 「被保険者証の再交付申請」			

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

No. 1

業務の名称 介護保険給付管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長
		登録年月日 1999. 7. 12 1999. 9. 13 2000. 1. 17 2000. 3. 13 2000. 6. 12 2000. 9. 11 2001. 1. 15 2001. 3. 12 2004. 12. 13 2006. 1. 16 2009. 11. 9 2010. 3. 8 2010. 9. 13 2011. 2. 14 2014. 10. 20 2015. 3. 9 2015. 6. 8 2016. 1. 18 2016. 3. 14 2016. 5. 9 2017. 3. 13 2021. 3. 8変更
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☒ 随時	収集の方法 ☒ 本人等 ☒ 本人等以外 ☒ 目的外利用	
記録廃棄の時期 消滅事由発生後10年	◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期	部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的 介護保険事業における要介護認定及び給付管理	各課共通	番号連携
	財務部市民税課	市・都民税賦課
	財務部納税課	国民健康保険税徴収（滞納）
対象となる個人の範囲 1. 要介護認定申請者 2. 要介護認定調査員 3. 要介護認定申請者のかかりつけ医 4. 介護認定審査会委員 5. 生活保護受給者（介護扶助希望者） 6. 介護苦情解決専門員 7. 苦情申立人 8. 介護保険利用者負担減免認定申請者 9. 住宅の所有者（住宅改修費対象住宅） 10. 自立支援給付対象の障がい児・者 11. 介護保険事業所就業者 12. 情報開示請求者 13. 12が法人の場合、その代理人 14. 国民健康保険被保険者 15. 後期高齢者医療制度被保険者 16. 交通事故等の加害者及び損害保険加入者 17. 1、5、7、8、9、10、12、14、15、16に係る成年後見人・保佐人・補助人 18. 17が法人の場合、その代理人 19. 1、8、10の親族 20. 介護予防・生活支援サービス事業対象者 21. 住宅改修アドバイザー 22. 福祉用具アドバイザー	市民部市民課	戸籍
	市民部市民課及び各市民センター	住民基本台帳
	地域福祉部福祉総務課	成年後見制度利用支援事業
	地域福祉部生活援護課	生活保護
	地域福祉部障がい福祉課	身体障がい児・者記録管理、障害福祉サービス・障害児通所給付
	いきいき生活部いきいき総務課	特別養護老人ホーム管理
	いきいき生活部高齢者福祉課	高齢者施設措置、特例入所、高齢者所在確認
	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）	
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容
	要介護認定申請者のかかりつけ医	介護保険主治医意見書
各医療保険者	医療保険被保険者資格・医療保険料徴収・高額介護合算情報	
指定居宅介護支援事業者	利用者管理・苦情処理・介護認定審査会委員推薦	
指定居宅サービス提供事業者	利用者管理・苦情処理	
記録の保管方法 ①文書、電子媒体 ②キャビネット	介護保険施設	利用者管理・入所申込者情報・苦情処理・介護認定審査会委員推薦
	他市区町村	住民税賦課・生活保護・要介護認定調査・住民基本台帳・戸籍
保管上の留意点 キャビネットに施錠	高齢者支援センター	利用者管理・介護認定審査会委員推薦
備 考 本人等以外からの収集の際の通知は省略とします。 なお、本人等の預貯金を金融機関へ確認する場合と、他市区町村から住民税賦課情報を収集する場合は、同意を求めます。	本人等以外収集の根拠 ■法令 □緊急 □公知 ■その他 介護保険法第23条、第27条3項、第32条第2項、第68条第5項、第203条、国民健康保険法施行規則第27条の2第5項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第71条の9第4項 介護認定審査会を推薦していただくため	

(第1号様式1)

個人情報業務登録票

No. 2

業務の名称 介護保険給付管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日	
収 集 の 時 期 ☐ 定期 ☐ 随時		収集の方法 ☐ 本人等 ☐ 本人等以外 ☐ 目的外利用	
記録廃棄の時期		◆ 他の業務からの収集（目的外利用）	
業務廃止の時期		部 課 名	業 務 の 名 称
業務の目的	いきいき生活部介護保険課	介護保険被保険者管理、町田市介護相談員等派遣事業、介護予防・生活支援サービス事業対象者管理	
	いきいき生活部保険年金課	国民健康保険被保険者資格 国民年金給付、国民健康保険求償 国民健康保険医療給付、後期高齢者医療	
対象となる個人の範囲	◆ 他機関等からの収集（本人等以外収集）		
	機 関 名 等	業務の名称又は収集内容	
	金融機関	預貯金	
本人等への明示の方法	町田市医師会	介護認定審査会委員推薦	
	町田市歯科医師会	介護認定審査会委員推薦	
	町田市薬剤師会	介護認定審査会委員推薦	
記録の保管方法	市区町村（地方公共団体情報システム機構経由）	個人番号を含む本人確認情報	
	東京都	会計検査院特別調書作成（第三者行為に対する求償権の行使に関する情報）	
	内閣府	電子申請（びったりサービス）	
保管上の留意点			
備 考	本人等以外収集の根拠 ☐ 法令 ☐ 緊急 ☐ 公知 ☐ その他 番号法第14条第2項に基づき住民基本台帳ネットワークで個人番号を含む本人確認情報を確認するため。 東京都後期高齢者医療広域連合が保有する第三者行為に対する求償権の行使に関する情報を、東京都を経由して取得するため。		

(第1号様式2)

業務の名称 介護保険給付管理

部 課 名 いきいき生活部介護保険課

個人情報
の
項
目
記
録

(1) 基本的項目		(2) 思想・信条等に関する項目	
① 氏名	①⑦ 電子メールアドレス	1 主義・主張	☆収集の目的
② 個人番号	①⑧ 利用者 I D	2 支持政党	④は喫煙やアルコール依存症についてのみ収集
③ 住所	①⑨ 暗証番号	3 宗教	⑤⑥は電子申請において問い合わせ内容を記録するため
④ 性別	②⑩ 成年後見	④ 嗜好	
⑤ 生年月日	②⑪ 住民記録システム	⑤ 苦情	
⑥ 電話番号	②⑫ 注意情報	⑥ 問い合わせ	
⑦ 本籍	②⑬ 死亡	7	
⑧ 国籍	☆収集の目的	8	
⑨ 世帯主との続柄	②は個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。	9	
⑩ 親族関係	①⑧、①⑨は電子申請者のみ	10	
⑪ 家庭環境等		11	
⑫ 住民異動年月日		12	
⑬ 異動事由		13	
⑭ 在留資格		14	
⑮ 筆頭者		15	
⑯ 代理人			
(3) 社会的地位等に関する項目		(4) 成績・資格等に関する項目	
① 職業・職歴	☆収集の目的	1 学業成績	☆収集の目的
2 地位	①は審査会委員、介護苦情解決専門員及び苦情申立人の職業を確認するため、介護保険事業所就業者の勤務形態を確認するため、交通事故等の加害者及び損害保険加入者の職業を確認するため	2 勤務成績	④は審査会委員・住宅改修アドバイザー・福祉用具アドバイザー及び介護保険事業所就業者の資格を確認するため・成年後見の送付先登録時の資格確認のため・要介護認定調査員研修事務の参加資格確認のため収集
3 学歴		3 各種試験成績	
4 各種団体加入		④ 各種資格	
5 賞罰		⑤ 所見	
⑥ 加入健康保険		6	
⑦ 利用施設名		7	
⑧ 加入介護保険		8	
⑨ 取得医療証		9	
⑩ 自立支援給付		10	
11		11	
12		12	
13		13	
14		14	
15		15	
(5) 財産・収入に関する項目		(6) 心身等に関する項目	
① 収入状況	☆収集の目的	① 健康状況	☆収集の目的
② 財産状況	②については罹災状況及び住宅改修費対象住宅の所有状況・住宅改修費用調査・負担限度額認定申請時の調査のため	② 病歴	④のうち写真は、身分を公的身分証で確認するために収集（成年後見の送付先登録時の資格確認も含む）
③ 納税額等		③ 障がいの状況	
④ 取引状況		④ 容姿（身長・体重・写真）	
⑤ 公的扶助の受給		⑤ 病名	
⑥ 各種貸付金		⑥ 医療機関名	
⑦ 住居の間取り・図面		⑦ 要介護認定審査	
⑧ 金融機関名	⑬は、成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集	⑧ 日常生活動作	
⑨ 口座番号		⑨ 事故（怪我）の状況	
⑩ 年金の受給		⑩ 医療給付	
⑪ 自己負担額		⑪ 介助の状況	
⑫ 支給金額		⑫ 福祉機器の利用状況	
⑬ 手当の受給		⑬ 行動・性格	
⑭ 建物の状況		14	
⑮ 事故（損害）の状況		15	
⑯ 加入保険			
⑰ 自動車名			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称 介護保険給付管理		部 課 名 いきいき生活部介護保険課
		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長
		登録年月日
システムの名称 マイナポータルびったりサービス（オンライン申請）		
コンピュータ処理等の目的 マイナポータルびったりサービスを利用し、電子申請を可能とすることで申請者の利便を図るとともに、受付事務の効率化を図る。		
コンピュータ処理等の条件 業務上必要のない項目は収集しない。 ID・パスワードにより操作者を限定する。 スクリーンセーバーを使用する。 町田市とマイナポータルびったりサービス間の情報交換は、行政専用回線（LG-WAN）を使用する。		
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目	1 4 在留資格	2 8 公的扶助の受給
1 氏名	1 5 筆頭者	2 9 各種貸付金
2 個人番号	1 6 代理人	3 0 住居の間取り・図面
3 住所	1 7 電子メールアドレス	3 1 金融機関名
4 性別	1 8 成年後見	3 2 口座番号
5 生年月日	1 9 死亡	3 3 年金の受給
6 電話番号	2 0 加入健康保険	3 4 自己負担額
7 本籍	2 1 利用施設名	3 5 支給金額
8 国籍	2 2 加入介護保険	3 6 建物の状況
9 世帯主との続柄	2 3 取得医療証	3 7 事故（損害）の状況
1 0 親族関係	2 4 収入状況	3 8 加入保険
1 1 家庭環境等	2 5 財産状況	3 9
1 2 住民異動年月日	2 6 納税額等	4 0
1 3 異動事由	2 7 取引状況	4 1
備考＜取扱う電子申請＞ 「要介護・要支援認定申請（新規・更新・区分変更）」、「住所移転後の要介護・要支援認定申請」、 「負担割合証の再交付申請」、「居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出」、 「高額介護（予防）サービス費の支給申請」、「介護保険負担限度額認定申請」、 「居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請」、 「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前・住宅改修後）」		

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
介護保険給付管理		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日	
システムの名称 東京電子自治体共同運営電子申請システム			
コンピュータ処理等の目的 東京電子自治体共同運営電子申請システムを利用して要介護認定訪問調査票の依頼・受付事務を行うことにより、調査実施者の利便性向上や事務の効率化・正確化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 ・ ID・パスワードにより操作を限定する。 ・ 業務上必要のない項目は収集しない。 ・ スクリーンセーバーを使用する。 ・ 町田市と共同運営センター間は、データを暗号化（SSL対応）し、専用回線（LG-WAN）を用いて通信する。 ・ 委託会社に記録・保管されるパスワードなどの重要情報は、暗号化を施す。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 2	病名	2 4	
1 3	障がいの状況	2 5	
2 4	容姿（身長・体重・写真）	2 6	
1 5	病歴	2 7	
1 6	医療機関名	2 8	
1 7	要介護認定審査	2 9	
1 8	日常生活動作	3 0	
1 9	医療給付	3 1	
2 0	介助の状況	3 2	
2 1	福祉機器の利用状況	3 3	
2 2		3 4	
2 3		3 5	
備 考			

(第6号様式)

個人情報コンピュータ処理等登録票

業務の名称		部 課 名 いきいき生活部介護保険課	
介護保険給付管理		管理責任者 いきいき生活部介護保険課長	
		登録年月日	
システムの名称 電子メール			
コンピュータ処理等の目的 東京電子自治体共同運営電子申請システムを利用して要介護認定訪問調査票の依頼・受付事務を行うことにより、調査実施者の利便性向上や事務の効率化・正確化を図る。			
コンピュータ処理等の条件 ・ ID・パスワードにより操作を限定する。 ・ 送信するファイルにパスワード設定をして送信する。 ・ スクリーンセーバーを使用する。			
コンピュータ処理等をする 個人情報の項目			
1 2	病名	2 4	
1 3	障がいの状況	2 5	
2 4	容姿(身長・体重・写真)	2 6	
1 4	病歴	2 7	
1 5	医療機関名	2 8	
1 6	要介護認定審査	2 9	
1 7	日常生活動作	3 0	
1 8	医療給付	3 1	
1 9	介助の状況	3 2	
2 0	福祉機器の利用状況	3 3	
2 1	所見	3 4	
2 2	健康状況	3 5	
2 3			
備 考			

個人情報外部委託等登録票

		部 課 名 都市づくり部都市政策課	
		管理責任者 都市づくり部都市政策課長	
業務の名称		登録年月日	
介護保険給付管理		委託等の条件	
委託指定先管理又は者は	名称及び所在地 電子申請サービス提供受託業者	① 秘密の保持	
	代 表 者 代表取締役	② 第三者への提供の禁止	
	管理責任者 代表取締役	③ 指示目的以外の使用の禁止	
委託等の内容 東京電子自治体共同運営サービス提供委託契約に基づき、要介護認定訪問調査票の依頼・受付事務を行う		④ 事故発生時の報告	
委託等の理由 ・東京電子自治体共同運営協議会に参加し、効率的かつ正確な事務を執行するため ・高度の専門性を要するため専門知識と経験を必要とするため。		⑤ 再委託の禁止	
委託等の期間 通年		⑥ 複写及び複製の禁止	
		⑦ 情報の管理方法の指定	
		⑧ 職員による立入り調査	
		9 その他	
委託等に係る保有個人情報の項目			
1 2	病名	2 4	
1 氏名	1 3 障がいの状況	2 5	
2 個人番号	1 4 容姿（身長・体重・写真）	2 6	
3 住所	1 5 病歴	2 7	
4 性別	1 6 医療機関名	2 8	
5 生年月日	1 7 要介護認定審査	2 9	
6 電話番号	1 8 日常生活動作	3 0	
7 親族関係	1 9 医療給付	3 1	
8 利用施設名	2 0 介助の状況	3 2	
9 加入介護保険	2 1 福祉機器の利用状況	3 3	
1 0 所見	2 2	3 4	
1 1 健康状況	2 3	3 5	
備 考			

認定調査票の電送化について

1 東京共同電子申請・届出サービス

電子申請サービスとは、東京都及び都内各区市町村における様々な行政手続き等（例：居宅サービス計画作成依頼届、公文書公開請求、職員採用試験申込、アンケート回答…）を、インターネットを通じて行うことができるサービスです。



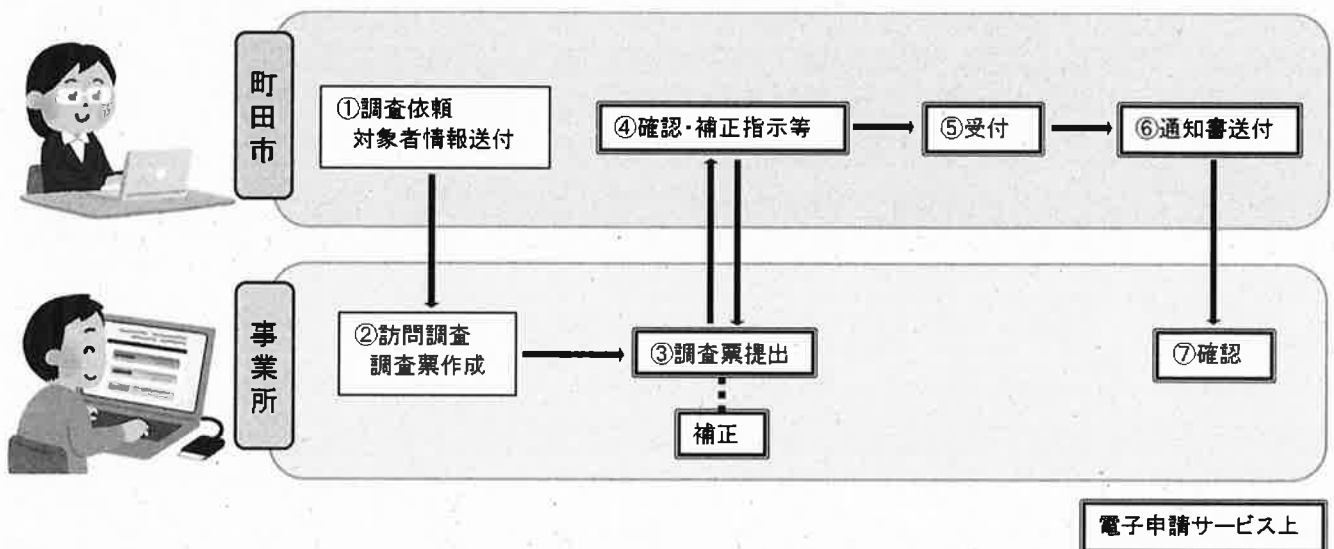
2 調査票の電送化

電子申請サービスを利用して調査票の提出を電送化する。

【メリット】

- ・ 調査依頼から提出までにかかるタイムラグが削減できる。
- ・ 直接窓口での提出の必要がない。
- ・ 調査票の印刷ミスや郵送事故の心配がない。
- ・ 提出された調査票の内容確認等を電子的に行える。
- ・ 郵送料や用紙の費用が削減できる。

3 調査票の電送化のイメージ



個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開の制度の変更について

個人情報の保護に関する法律の改正により、2023 年春から、町田市においても本法律に従い個人情報の運用を行っていくこととなった。また、11月に、個人情報保護委員会事務局により、法の具体的運用を示す「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」の案が公表された。

今後、この法及びガイドラインに沿って事務を行うにあたり、次の事項を整理する必要がある、そのことについて貴審議会に意見を伺いたい。

- 1 個人情報保護法の中で、市が条例で定める又は定めることができるとされている事項につき、町田市の条例の在り方（資料1）
- 2 個人情報保護法に定める保有個人情報の開示と、町田市情報公開条例に定める公文書公開の整合性の確保のための情報公開条例の改正について（資料2）
- 3 個人情報の取得、利用等の内部管理の方法について（資料3）
- 4 法改正後の個人情報・情報公開保護運営審議会の在り方について（資料4）

個人情報保護法に係る条例の制定改廃について

1 個人情報保護条例の廃止

地方自治体は個人情報の保護の取扱いについて、直接法の適用を受けることとなり、条例は廃止する。

2 個人情報保護法施行条例の制定

法では、地方自治体で定める条例について次のとおり定めている。

(1) 条例で定める必要がある事項

①開示請求の手数料（法第 89 条）

②行政機関匿名加工情報の利用の手数料（法第 119 条）

(2) 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

③条例要配慮情報（法第 60 条）

④個人情報取扱事務登録簿の作成・公表（法第 75 条）

⑤法における個人情報の不開示情報と、情報公開条例の不開示情報の整合性の確保（法第 78 条）

⑥審議会への諮問に関する規定（法 129 条）

⑦本人開示請求等の手続き（法第 108 条）

これに対し、町田市では次のとおりとする。

①開示手数料

法は、第 89 条において保有個人情報の開示請求をする者は、条例で定める手数料を納めることを定め、地方自治体に対しては、条例で手数料を定めることを求めている。

市では、現在開示手数料は無料とし、実費として開示する文書の枚数や媒体に応じて費用を徴収している。今後は、これらの実費について手数料として徴収することとし、その旨を条例で定める。

なお国は、手数料について「実費の範囲内において」定めることとしており、国は定量化制（文書の量に関わらず一件の申請に対し一律 300 円（オンラインは 200 円））を採用しているが、自治体の判断で従量制（文書の枚数単価を設定し、文書量に応じた金額を決定）を可能としている。市に申請される開示は、申請内容により文書量が異なることが多く、その間の公平性を担保するために、従量制を採用し、現行の実費相当額とする。

行政文書等の種類		手数料の額
文書、図画		写し（単色刷り）の交付一枚につき 十円
		写し（多色刷り）の交付一枚につき 二十円
電磁的記録	磁気テープ	複写した光ディスクの交付一枚につき 百円
	磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する	印刷物として出力したもの（単色刷り）の交付一枚につき 十円

	もの	印刷物として出力したもの（多色刷り）の交付一枚につき 二十円
		複写した光ディスクの交付一枚につき 百円

②行政機関匿名加工情報の利用の手数料

改正法により、行政機関匿名加工情報について、事業の用に供しようとするものに提供するための提案募集の仕組みが設けられた（法第 111 条）。また、これにより当該情報の利用に関する契約を行政機関と締結する者は、手数料を納めることとし、地方自治体に対しては、条例で手数料を定めることを求めている。（法第 115 条第 3 項）

この規定により、行政機関の長等は、定期的に提案の募集を行わなければならないが、都道府県及び政令指定都市以外の地方自治体は、当分の間その実施は任意としている（法附則第 7 条）。

市では、法の定める当面の間は、提案の募集は行わないこととし、その間、利用の手数は規定しない。

③条例要配慮情報

法では、第 2 条で要配慮情報を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」としており、自治体の実情により条例でその他の情報を要配慮情報として定めることができるようにしている。

町田市においては、法律の規定以上に定める事項はなく、市独自で定めることはしない。

④個人情報取扱登録簿の作成・公表

法では、1000 人以上の個人情報ファイルなど、政令で定めるファイルを作成する際に、そのファイル簿の作成及び公表を義務付けている。また、自治体が条例で定めるところにより、それに追加して個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能としている。

町田市では、個人情報を収集、利用するための確認項目を盛り込んだ様式を作成し、個人情報を取り扱う際は、その様式を用いて意思決定することとする。これは、適切な管理を行うための行政内部の仕組みとし、条例で定める帳簿としない。

⑤個人情報の不開示情報と、情報公開条例の不開示情報の整合性の確保

法では、第 78 条第 1 項第 1 号から 7 号まで、保有個人情報の開示請求に対する不開示情報を定めており、同条第 2 項で、自治体が定める情報公開条例の非開示情報との整合性を図るため、法が定める不開示情報とは別に、不開示情報又は開示情報を条例で定めることができるとしている。

現行の情報公開条例の不開示情報を、法の不開示情報と比べると、各号の表現がかなり異なっており、それぞれの差異を明確にして整合性を図ることが困難な状況である。

また、このまま情報公開条例と法を別の不開示基準とすると、同じ公文書であっても、個人情報の開示と情報公開条例の開示では、開示する箇所や規定のあてはめが異なることとなり、運用が非常に複雑になる。

このような状況から、町田市では情報公開条例の不開示情報を法に合わせる形で改正する。これにより、情報公開について公開する情報の範囲は大きく変わらないと思われ、個人情報保護法施行条例に不開示又は開示情報を追加して規定はしない。

⑥審議会の諮問に関する規定

法 129 条では、「地方公共団体の機関は、条例に定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会のその他の合議制の機関に諮問することができる。」とし、個人情報保護委員会事務局の説明資料では、「個別の案件について個人情報の取得、目的外利用、外部提供等の取扱を、審議会等に諮ることは今後容認されない。」としている。

市では、1989 年に「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置し、以降、個人情報の取得、利用等について個別に諮問し、その承認を得て運用をしてきており、それが当審議会の主な役割になっている。今後はこの運用は容認されず、市が諮問する事項が減少することから、当審議会の在り方を見直し、個人情報保護法施行条例に必要な事項を規定する。

審議会の在り方については、別紙資料 4 のとおり。

⑦本人開示請求等の手続き

法第 108 条では、地方自治体は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続き並びに審査請求の手続きに関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げないとしている。また、条例で定めることができる例として、請求の処理期限を法律の規定より短い期間とする規定を挙げている。

現行の市の条例では、保有個人情報の開示の決定期限を請求の日から 14 日以内とし、訂正、利用等の中止は 21 日以内としているところ、法では 30 日以内とされている。市では、情報公開条例に基づく公文書公開の手続きにおける開示の決定期限も 14 日にしており、特段 30 日に延ばす理由はないことから、現行のままの期限とし、その旨を条例に定める。

まとめ

条例に規定する事項	種別	条例の規定の考え方	
①開示請求の手数料(法第89条)	必置	規定する	手数料として、開示の写しの交付に係る実費を徴収することを規定
②行政機関匿名加工情報の利用の手数料(法第119条)	必置 (ただし経過措置あり)	規定しない	行政機関匿名加工情報の利用に関し事業者からの提案募集を行う仕組みが設けられ、当該情報の利用に関する契約を行政機関と締結する者は、手数料を納めることとなる。 しかし、提案募集の取り組みは都道府県及び政令指定都市以外の地方自治体は、当分の間その実施は任意としている(法附則第7条)。そのため、その間は、提案の募集は行わないこととし、利用の手数料は当面規定しない。
③条例要配慮情報(法第60条)	任意	規定しない	法第2条で要配慮情報を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の履歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」としており、条例でその他の情報を要配慮情報として定めることができるようにしている。 市では、法律の規定以上に定める事項はないと思われ、条例で定めることはしない。
④個人情報取扱事務登録簿の作成・公表(法第75条)	任意	規定しない	法では、1000人以上の個人情報ファイルなど、政令で定めるファイルを作成する際に、そのファイル簿の作成及び公表を義務付けている。また、自治体が条例で定めるところにより、それに追加して個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能としている。 今後、個人情報を取り扱う際は、一定の様式を用いて決定するが、内部の事務手続きに使用するものであり、条例で定める必要はない。
⑤法における個人情報の不開示情報と、情報公開条例の不開示情報の整合性の確保(法第78条)	任意	規定しない	情報公開条例の規定を法に合わせて改正する。
⑥審議会への諮問に関する規定(法129条)	任意	規定する	現在の審議会の役割、構成等を見直し、条例に規定する。
⑦本人開示請求等の手続き(法第108条)	任意	規定する	法では、本人による個人情報開示、訂正、利用停止の請求に対する決定期限を請求の日から30日以内としているが、現行条例は開示は14日以内、訂正・利用停止は21日以内である。法改正後も決定期限は変更せず、その旨条例に定める。

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示と情報公開条例に基づく公文書の開示
の整合性の確保のための情報公開条例の改正について

1 基本的な考え方

- 市では現在、個人情報保護条例により本人に対する保有個人情報の開示に係る規定を、情報公開条例により公文書の開示に係る規定を定めている。
- 保有個人情報の開示と公文書の開示は、請求できる人の要件が異なるものの、開示の対象となるのはどちらも公文書であることから、本人に対する保有個人情報の開示と、誰に対しても等しく行う公文書の開示の特性による違いを除き、不開示となる条項、手続きの方法などは一体性をもって運用している。
- 個人情報保護法が改正され、法の施行後は、町田市においても保有個人情報の開示は法に基づき行うこととなる。
- これにより、現行の情報公開条例に定める公文書の開示と、保有個人情報の開示の規定が大きく異なることとなり、このままでは両者の一体性がなく、運用が非常に複雑となり、開示を請求する側にとってもわかりにくいものとなる。
- 保有個人情報と公文書の開示は、できる限り一体性をもって運用することが望ましいと思われる。そのため必要な事項を、個人情報保護法の規定に合わせた形で改正し、運用をしていく。

【開示における現行条例と個人情報保護法の規定の主な違い】

	現行の規定		改正個人情報保護法 (保有個人情報の開示)
	情報公開条例 (公文書の公開)	個人情報保護条例 (保有個人情報の開示)	
開示の請求ができる者	何人も請求ができる(第4条)	本人及び法定代理人 (第20条第2項)	本人、法定代理人、 本人の委任による代理人(第76条)
不開示条項	(第5条) ①個人に関する情報 ②法人の事業活動情報 ③意思決定が未了の情報 ④行政運営に関する情報 ⑤法令秘情報 ⑥人の生命、身体、財産等の保護に関する情報	(第21条) ①個人(第三者)に関する情報 ②法人の事業活動情報 ③意思決定が未了の情報 ④行政運営に関する情報 ⑤法令秘情報 ⑥本人の評価、診断、判定等に関する情報 ⑦法定代理人との利益相反情報	(第78条) ①開示請求者の生命、財産等を害する恐れがある情報 ②個人(第三者)に関する情報 ③法人の事業活動情報 ④国の安全を害される恐れがある情報(国のみ) ⑤犯罪の予防、鎮圧(国及び都道府県のみ) ⑥審議、検討又は協議に関する情報 ⑦行政運営に関する情報
決定期限	請求のあった日から14日以内 (第7条第1項)	請求のあった日から14日以内 (第27条第1項)	請求があった日から30日以内(第83条第1項)
決定の延期の 限度期間	請求のあった日から60日 (第7条第3項)	請求のあった日から60日 (第27条第3項)	決定期限から30日以内に限り延長可 (第83条第2項)
期限の特例			情報が大量であるため、期限までに開示決定が困難な場合、一部分の開示決定をし、残りの部分は 相当の期間内に開示決定をすれば足りる(第84条)
手数料	無料(第9条)(ただし写しの交付 等の実費は徴収)	無料(第29条)(ただし写しの交付 等の実費は徴収)	実費の範囲内において条例で手数料の額を定める (第89条第2項)
第三者に対する 意見提出の 機会の付与			開示する情報に、本人や行政機関以外の第三者 の情報が含まれる場合は、開示決定をするにあたり、当該第三者に意見を提出する機会を与えることができる。(第86条)

2 情報公開条例の具体的な改正内容

(1) 不開示情報の規定

本人に対する保有個人情報の開示と、誰に対しても行うことができる公文書の開示の特性をふまえつつ、公文書として共通して不開示にすべき事項については、個人情報保護法の規定に合わせる形で改正する。

詳細は別紙のとおり。

(2) 手数料

保有個人情報の開示に係る費用が手数料化することにより、公文書の開示に係る費用も手数料として徴収する。金額は、現在の実費として徴収している金額と同等とする。

公文書の種類		手数料の額
文書、図画		写し（単色刷り）の交付一枚につき 十円
		写し（多色刷り）の交付一枚につき 二十円
電磁的記録	磁気テープ	複写した光ディスクの交付一枚につき 百円
	磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの	印刷物として出力したもの（単色刷り）の交付一枚につき 十円
		印刷物として出力したもの（多色刷り）の交付一枚につき 二十円
		複写した光ディスクの交付一枚につき 百円

(3) 開示決定の期限、決定の延期の限度期間について

本条例に定める公文書の開示決定期限は、請求の日から 14 日以内であり、現行のままとする。なお、法に定める保有個人情報の開示の決定期限は請求の日から 30 日以内であるが、これは、市の条例により 14 日に短縮する。

また決定の延期は、現行条例では請求の日から 60 日以内を限度としているが、法に合わせて決定期限から 30 日以内とする。（最長 44 日以内）

(4) 期限の特例、第三者に対する意見提出の機会の付与

現行の情報公開条例にない規定であるが、保有個人情報の開示の手続きと合わせて、新たに規定する。

	個人情報保護法の規定(第78条)	現行の情報公開条例(第5条)	情報公開条例(第5条)改正案	備考
本人との利益相反情報	一 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報			法の規定は本人開示特有のもの
個人に関する情報	二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができるとされている情報	(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	法の規定に合わせて改正解釈は現行条例とほぼ同様
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	イ 当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	現行条例イ・エは削除 イの解釈は、自ら刊行物に記載したり、インターネットに掲載するなど、直ちに不特定多数の者が知ることができる状態に置いた場合や、あるいは今後公開されることを認識しながら個人情報を他の者に提供した場合などであり、改正案アで当てはめが可能エについては、改正案イで当てはめが可能となり、かつ広い概念になる。 現行条例ウは改正案ア・ウに当てはめられ、規定の表現は異なるが解釈はほぼ同様
	ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ウ 当該個人の公的地位又は立場に関連する情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの	ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	
匿名加工情報(新規)			(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号	個人情報保護法で新たに行政機関等匿名加工情報が規定されたことによる新たな条項
法人の事業活動情報	三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。))に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報 イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報 ウ 事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる情報	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	法に合わせて規定事務の支障が「著しい」の規定がなくなるなど、表現の違いがあるが、解釈はほぼ同様
国の安全を害される恐れがある情報	四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報			本項の規定は地方自治体は対象外 別途改正法第7項イが対象

犯罪の予防・鎮圧に関する情報	五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県に限る。)が開示決定をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障があると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報			本項の規定は市町村は対象外 別途改正法第7項口が対象
審議、検討又は協議に関する情報	六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	(3) 市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの	(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	法の規定に合わせて改正 解釈は現行条例とほぼ同様
行政運営に関する情報	七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	(4) 市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの	(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ キ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	法に合わせて規定 事務の支障が「著しい」の規定がなくなるなど、表現の違いがあるが、解釈はほぼ同様
	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ			
人の生命・身体、財産等の保護に関する情報		(5) 公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる情報		条例案第1号及び第6号で当てはめが可能
法令秘情報		(6) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報	(7) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報	必要性の確認

個人情報の取得、利用等の内部管理の方法について

1 法施行以前に個人情報登録簿に登録している個人情報の取り扱い

法施行以前に個人情報を取得・利用することを決定し、登録したものは、現行の保護基準が改正法に定める基準を満たしていることから、法施行後もそのまま継続して利用する。また個人情報登録簿も、用語を法の定義に沿って読み替え、そのまま使用する。

2 法の施行後に新たに個人情報を取得する事務が生じた場合、又はこれまでの取扱いに変更が生じた場合の取り扱い

(1) 意思決定の方法

- ・現行の条例では、個人情報を取り扱う場合、情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、個人情報登録簿を作成し、運用している。法施行後は、審議会への諮問は廃止し、各課長が判断し、運用することとする。その際、(仮)個人情報管理票を作成して取り扱う個人情報を決定し、管理する。
- ・各課が(仮)個人情報管理票を作成・決定するときは、事前に市政情報課に協議をするなど、法に沿って全庁統一した判断ができる仕組みを設ける。

(2) (仮)個人情報管理票の作成

(仮)個人情報管理票は、次の個人情報の取扱いに際し作成し、各課で保管する。

①新たに取得するとき・これまで取り扱っていた個人情報に変更が生じるとき

(適正な取得であるか、利用目的の範囲内の取得であるか)

業務の目的、根拠、収集する個人情報の範囲、収集する方法(本人、同一機関から、他機関から)、本人から取得する際の利用目的の明示方法、記録の保管方法など

②他の業務で得た情報を目的外利用するとき・取得した情報を外部に提供するとき

収集元、提供先の業務、利用する個人情報の範囲、法 69 条第 2 項該当性(目的外利用・外部提供が可能な要件)

③個人情報の取り扱いを事業者に委託するとき

事業者に取り扱わせる個人情報の範囲、安全管理措置の状況

※法には、個人情報のコンピュータ処理に関し特別な定めはないため、現行の「個人情報コンピュータ処理登録票(第 6 号様式)」と同等のものは作成しない。

※法に定める「個人情報ファイル簿」は、(仮)個人情報管理票とは別に、法の要件に従って作成し(1000 人以上の個人情報ファイルを保有する場合など)、HP で公表する。

(3) 適正に個人情報を取り扱うための仕組み

- ①個人情報管理票を作成する際、市政情報課に事前協議をする。
- ②課長や個人情報を取り扱う担当者に法の解釈・運用に関する研修を実施する。
- ③要配慮個人情報の取得、外部提供など、特に取扱いに注意が必要な事案について、情報公開・個人情報保護審議会に報告をすること義務付けるなど、その実施にあたり透明性を担保する仕組みを設ける。

法改正後の情報公開・個人情報保護運営審議会の在り方について

1 現状

- 個人情報保護法 129 条では、「地方公共団体の機関は、条例に定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取り扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会のその他の合議制の機関に諮問することができる。」としている。
- また、個人情報保護委員会事務局の説明資料では、「個別の案件について個人情報の取得、目的外利用、外部提供等の取扱いを、審議会等に諮ることは今後容認されない。」としている。
- 現在市では、審議会に対し、個人情報保護条例に定める個別の個人情報の取得等について諮問や報告を行っているが、これらの多くは今後なくなる。(現在の諮問・報告事項は下記のとおり)

【現行の審議会の所掌事項・諮問等の内容】

(1) 所掌事項（町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第 2 条）

- ①個人情報保護条例の規定によりその権限に属するとされた事項
- ②情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項
- ③コンピュータの管理、運用に関する基本方針及び基本計画

(2) 具体的な諮問・報告内容

近年行った具体的な諮問及び報告事項は次のとおり。

内容		根拠法令	備考
1	個人情報の収集、委託、目的外利用、外部提供、コンピュータ処理	個人情報保護条例第7条、第12条の2、第13条、第13条の2、第14条、第16条	
2	情報公開及び個人情報の開示等の請求があった場合の存否応答拒否	個人情報保護条例第24条の2 情報公開条例第5条の2	審査請求された場合は、行政不服審査会に諮問
3	特定個人情報保護評価書の第三者点検(PIA)	番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則	
4	住民台帳ネットワークシステムの運用状況	町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例第7条	年に1回審議会に報告し、市民に公表
5	住民基本台帳の個人情報の外部提供の実績(提供先及び種別)	特になし	
6	犯歴照会による外部提供の実績(提供先及び種別)	特になし	
7	防犯カメラ管理状況	特になし	
8	個人情報を扱う業務の委託先及び委託期間	特になし	
9	情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況	特になし	
10	個人情報漏えい事故	特になし	

2 今後の在り方

- 個別の案件についての個人情報の取得等について諮問はしない。
- コンピュータの管理、運用に関する事項については、今後、国のデジタル・ガバメント実行計画に沿って進めていくこととなり、情報システム課でその分野に特化して外部から意見を聴取する仕組みを検討中。
- 上記のことから、今後当審議会の主な役割は次のようにしたい。
 - ①情報公開制度及び個人情報保護法の運用に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて審議する（条例等の改正、運用ルールの大きな変更など）
 - ②情報公開制度及び個人情報保護法の運用について、実施機関から報告を受けた内容について意見を述べる。（実施機関の運用の適正性についての確認）
- 新たな審議会の役割を踏まえ、審議会の委員の構成、開催等の規模は概ね次のようにしたい。

	現行	法改正後
1 条例に定める所掌事項	次の事項について、実施機関の諮問に応じ審議。 ①個人情報保護条例に規定する事項（個人情報の収集、外部委託、目的外利用、外部提供等） ②情報公開及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項 ③コンピュータの管理、運用に関する基本方針	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ審議。
2 主な審議内容	過去5年で市が諮問したのは次の事項 ・上記①の個人情報保護条例に規定する事項 ・特定個人情報保護評価書の第三者点検（PIA）	①個人情報保護法施行条例及び情報公開条例の改正、これらの法令に基づく運用ルールの改正などについて、市長の諮問に応じて答申。 ②個人情報保護及び情報公開制度の運用について、実施機関の報告に対し意見。
3 委員構成及び人数	委員15人 内訳（学識経験者5人、市内の団体代表8人、公募市民2人）	学識経験者を中心に構成
4 開催頻度	概ね月1回	①諮問はその必要あるとき（不定期） ②制度の運用に係る報告は定期的に実施（年に1～2回程度）

各市審議会状況

質問	現行、各市で設置されている個人情報保護運営審議会等について ①審議会等の名称 ②審議会等の1年間の開催回数 ③諮問内容 ④報告内容
町田市	①町田市情報公開・個人情報保護運営審議会 ②年11回（8月を除き毎月開催） ③個人情報の収集開始・取扱いの変更（軽微なものを除く）すべて、特定個人情報保護評価 ④個人情報登録票の軽微な変更や廃止、公文書公開・個人情報開示における存否応答拒否、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況、住民基本台帳の外部提供実績、犯歴照会の外部提供実績、防犯カメラ管理状況、個人情報外部委託状況、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、個人情報事故
東京都	①東京都情報公開・個人情報保護審議会 ②1～2回 ③個人情報保護制度・情報公開制度に関する重要な事項 ④情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況、存否応答拒否、特定個人情報保護評価について
八王子市	①八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会 ②2～3回 ③要配慮個人情報の収集、本人外収集、目的外利用及び外部提供、オンライン結合による提供、個人情報保護制度の運営に関する重要事項 ④個人情報を取り扱う事務の届出に係る事項、存否応答拒否等
立川市	①立川市個人情報保護審議会 ②5～6回 ③本人以外からの収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用、外部提供（オンライン結合を含む。）、個人情報を取り扱う業務の外部委託 ④存否応答拒否
武蔵野市	①武蔵野市個人情報保護審議会 ②3～6回 ③要配慮個人情報の収集、本人同意のない個人情報の収集、目的外利用及び外部提供、保有個人情報取扱事務の電子計算組織での処理、保有個人情報のオンライン結合による処理、個人情報保護条例等の制定・改正 ④保有個人情報取扱事務届出書の新規届出・変更の報告
三鷹市	①三鷹市個人情報保護委員会 ②3～5回 ③法令等によらない医療・収集禁止（制限）個人情報の収集・本人同意、法令等によらない個人情報の収集・本人同意、法令等によらない目的外利用、外部提供・個人情報のオンライン結合処理・電子計算組織により処理する事務の外部委託 ④保有個人情報（取扱事務）届出書等の届出・開示請求に対する存否拒否決定・利用停止等請求で決定までに利用の一時停止をしないとき
府中市	①府中市情報公開・個人情報保護審議会 ②1～2回 ③本人以外からの収集、センシティブ情報の収集、目的外利用、外部提供、オンライン結合 ④個人情報取扱事務に係る報告
昭島市	①昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 ②不定期 ③思想等に関する個人情報の収集、本人以外からの収集、目的外利用、外部提供（オンライン結合を含む。） ④住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情及びその処理の内容に関する報告、情報提供ネットワークシステムにより実施機関が保有する特定個人情報を実施機関以外のものへ提供により発生した苦情及びその処理の内容に関する報告、個人情報の開示請求について存否応答拒否があった場合の報告

調 布 市	①調布市個人情報保護審議会 ②4回 ③以下1～8のとおり 1 要注意個人情報の収集 2 個人情報の本人以外からの収集 3 個人情報の本人以外からの収集で本人通知を省略 4 保有個人情報の目的外利用 5 保有個人情報の目的外利用で本人通知を省略 6 保有個人情報の外部提供 7 保有個人情報の外部提供で本人通知を省略 8 オンライン結合 ④以下1～3のとおり 1 保有個人情報取扱事務届出書の届出事項の内容及び個人情報保護制度の運用状況 2 保有特定個人情報取扱事務届出書の届出事項の内容及び特定個人情報保護制度の運用状況 3 自己情報開示請求において、存否応答拒否をした内容
小 金 井 市	①小金井市情報公開・個人情報保護審議会 ②4回 ③本人以外からの収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用、外部提供（オンライン結合を含む。）、個人情報を取り扱う業務の外部委託、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合 ④個人情報届出書に係る届出状況についての報告等
小 平 市	①小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 ②3～4回 ③本人以外からの収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用・提供、オンライン結合による外部提供、番号利用法第28条第1項の規定による評価に関する事項、その他情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項 ④個人情報取扱業務に係る年次報告
日 野 市	①日野市情報公開・個人情報保護運営審議会 ②4～5回 ③本人以外収集及び本人通知の省略、目的外利用及び本人通知の省略、外部提供及び本人通知の省略、要配慮個人情報の収集、オンライン結合、個人情報保護制度の運営に関する重要事項 ④個人情報取扱事務の新規・変更・廃止届出の受理、存否応答拒否決定、訂正、消去等、中止請求の際の一時不停止、個人情報取扱事務の委託
東 村 山 市	①東村山市個人情報保護運営審議会 ②4～5回 ③本人以外からの収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用、外部提供（オンライン結合を含む。）、個人情報を取り扱う業務の外部委託 ④個人情報取扱業務、条例等の制定改廃
国 分 寺 市	①国分寺市情報公開・個人情報保護審議会 ②月1回程度（年12回） ③【国分寺市個人情報保護条例】取扱注意情報の取扱、個人情報取扱業務の登録及び変更、本人以外からの収集・本人以外からの収集について本人通知を行わない場合、目的外利用及び外部提供、目的外利用・外部提供について本人通知を行わない場合、オンライン結合の開始及び変更、不適切な取扱いに対する措置 【国分寺市情報システムの管理運営に関する条例】個人情報の保護に係る情報セキュリティ対策基準の策定又は見直し、情報システムの導入及び変更、情報システムを用いた情報処理委託、指定管理者に必要な措置、情報システムを用いた業務間における個人情報の比較・検索・結合、情報システムの侵害に対する措置、情報セキュリティ監査の実施 【国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例】特定個人情報取扱事務の登録及び変更、目的外利用に伴う本人通知をしない場合、オンライン結合の開始及び変更、不適切な取扱いに対する措置 ④
国 立 市	①国立市情報公開及び個人情報保護審議会 ②5～8回 ③要配慮個人情報の取扱いの制限の例外、本人以外からの収集・その場合の本人通知の例外、目的外利用等・その場合の本人通知の例外、個人情報ファイルの作成、電子計算組織の結合等、苦情の処理 ④個人情報取扱業務登録、目的外利用等、電子計算組織の結合をしたとき・結合の相手先に調査等を行ったとき等、存否応答拒否処分をしたとき、個人情報取扱業務を外部に委託したとき・委託に際して講じた措置

狛 江 市	①狛江市個人情報保護審議会 ②4回 ③本人外収集、目的外利用、外部提供、電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更、電子計算機処理による結合、本人外収集、目的外利用及び外部提供に係る本人通知の要否 ④個人情報取扱事務の届出、特定個人情報を取り扱う事務を開始、廃止又は変更しようとするときの届出、公益上必要があると認められる非開示決定、保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ利用停止しないとき、市の施設に向けられた防犯カメラの設置の届出
東 大 和 市	①東大和市個人情報保護審議会 ②4回（臨時会の有無で増加する） ③外部委託・目的外利用・提供をするとき、オンライン結合、オンライン結合による外部提供、情報漏えいに必要な措置を講じるとき、個人情報の取扱いに関する苦情を処理する場合において、実施機関が必要と認めるとき、制度の運営に関する重要事項その他審議会に諮ることが適当と認める事項 ④本人以外から取得したとき、取扱事務を開始・変更・廃止したとき、目的外利用・提供をしたとき、電子計算組織を統合し、又は保有個人情報の外部提供をしようとするとき（法的根拠等があるとき等）、外部提供をし、提供先から個人情報の利用及び個人情報の保護状況について報告を求め、又は必要な調査を行ったとき、漏えい等が明らかであって、緊急かつやむを得ない理由により必要な措置を講じたとき、ただし書の規定により保有個人情報の利用停止をしなかったとき
清 瀬 市	①清瀬市情報公開・個人情報保護審議会 ②1～2回 ③要配慮個人情報の収集・本人以外からの収集・目的外利用・提供・実施機関以外の電子計算組織への結合 ④個人情報、特定個人情報に関する条例改廃等
東久留米市	①東久留米市個人情報保護審査会 ②0～2回 ③思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集、個人情報の目的外利用及び外部提供、電子計算組織の結合 ④
武蔵村山市	①武蔵村山市個人情報保護審議会 ②2～3回 ③ ア 保有を制限された情報の保有 イ 本人以外収集 ウ 目的外利用 エ 外部提供 オ 本人以外収集、目的外利用又は外部提供を行う際の本人への通知の省略 カ オンライン結合 キ 個人情報保護条例の制定・改廃 ク その他、個人情報保護制度の運用に係る重要事項 ④ ア 個人情報を取り扱う業務に関する届出（開始、変更、廃止、利用状況、目的外利用及び外部提供） イ 個人情報保護条例の制定・改廃に係る報告
多 摩 市	①多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 ②7回程度 ③本人以外からの収集、収集禁止事項の収集、個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託、目的外利用及び外部提供、オンラインによる個人情報の外部提供、個人情報を扱う情報システムの新規導入又は変更、情報システム等の停止等措置、指定管理者が個人情報を取り扱う場合の意見聴取 ④情報漏えい
稲 城 市	①稲城市個人情報保護運営審議会 ②1～2回 ③個人情報を利用又は提供する事業を新規に行う場合、個人情報を電子計算組織により外部と結合する必要がある事業を新規に行う場合又はその他必要な場合 ④個人情報の保護に関する重要事項と判断した事項（各種システムの導入、例規の制定について等）
西 東 京 市	①個人情報保護審議会 ②5回程度 ③要配慮個人情報の収集、本人以外からの収集、目的外利用、外部提供、電子計算組織の結合、本人以外からの収集、目的外利用及び外部提供時の本人通知 ④過去の答申（付帯意見）による報告事項（防犯カメラ設置に係る報告）